

## 補助金調書

補助金名	社会福祉施設寄附金事業補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局高齢社会部認知種支援課 (TEL 733-5346)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	福岡市社会福祉協議会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	本補助金は、市で受けた社会福祉施設等への助成のための寄附金を、社会福祉協議会に補助し、社会福祉協議会で受けた同目的の寄附金と合わせて、社会福祉施設等へ助成するものであるため。					
補助開始年度	平成11	年度	経過年数	20	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市で受けた社会福祉施設・団体に対する寄附金を社会福祉協議会に補助し、社会福祉協議会において受けた寄附金と合わせて、社会福祉施設・団体へ助成を行う。					
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	本市で受けた社会福祉施設・団体に対する寄附金を社会福祉協議会に補助し、社会福祉協議会において受けた寄附金と合わせて、社会福祉施設・団体への助成を行うものであり、今後も同様の寄附金が見込まれるものとして補助金継続するため。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 福岡市で受けた社会福祉施設に対する寄附金を社会福祉協議会へ補助する。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 本補助金は、市で受けた社会福祉施設等への助成のための寄附金を、社会福祉協議会へ補助し、社会福祉協議会で受けた同目的の寄附金と合わせて、社会福祉施設等へ助成するものであるため。 (上限額)○通常配分 事業等にかかる経費の9割の範囲内とし、下記に定める額を限度額とする 備品購入費・・・250千円 事業費(新規事業のみ)・・・50千円					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	0 件		
	2,269 千円	(1,000) 千円	938 千円	0 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	NPO法人や作業所など、2施設・団体へ助成予定					
補助金交付 による効果	寄附金が福岡市内に活動拠点を有する社会福祉分野に携わる社会福祉施設・団体へ配分されることで、社会福祉活動の向上へとつながる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として( )書きで記載しております。